

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則 三六

告 示

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三六

○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件七 三七

○地籍調査の成果について認証した件 三七

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三七

公 告

○行政書士法により公開による聴聞を行う件 三六

○一般競争入札を行う件 三六

○二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する件 三六

福島県病院局

○平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件 三六

福島県公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催する件 三六

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件二件 三六

規 則

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第十号

福島県給水施設等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県給水施設等条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号ただし書中「二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」を「十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」に改め、同項第三号ア中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改め、同号イ中「三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」を「三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」に改め、同号イただし書中「二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」を「十九の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」に改め、同項第四号中「二十の項まで、二十六の項」を「十九の項まで、二十五の項」に、「三十一の項から三十七の項まで及び三十九の項から四十五の項」を「三十一の項から三十六の項まで及び三十八の項から四十四の項」に改め、同條第二項第三号中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改める。

第十八條第一項中「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」を「三十七の項及び四十五の項から五十の項」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

告 示

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年三月三日から同年七月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂平田 いわき市平六丁目六番地二

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 真砂不動産株式会社

代表取締役 猪狩 ヨシ子

(変更後) 真砂不動産株式会社

代表取締役 猪狩 達宏

三 変更した年月日

平成二十年七月十一日
 届出年月日
 平成二十一年二月十九日
 届出をした者
 真砂不動産株式会社
 株式会社イトーヨーカ堂

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 勿来加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 植田加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 江名加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 豊間加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 四倉加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 久之浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付
 すべきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定により、
 新地加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付す
 べきことについて同意があった。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平
 (水産課)

福島県告示第百二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、岩瀬郡天
 栄村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行った者の名称

天栄村

二 成果の名称

岩瀬郡天栄村大字牧之内の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百二十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十一年二月二十四日次のとおり指定した。

平成二十一年三月三日

氏名又は名称 住所

熊坂 博雄

福島市大森字日蔭

指定の有効期間

平成二十二年二月二四日から平成二十五年九月三〇日まで

福島県知事 佐藤 雄平

売りさばきの場所 福島市大森字島の内

同

一四番地の一

成二五年九月三〇日まで

七九番地の一

田村 純子

福島市岡部字当木 同

同

福島市大森字下町一 一番地

住所地に同じ。

一〇四番地

(出納総務課)

公 告

公告第百一号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十四条の三第三項及び第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 聴聞の期日

平成二十一年三月十一日 午後一時十五分

二 聴聞の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎三階三〇一会議室

(文書法務課)

公告第百二号

道路パトロール業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和二十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月三日

福島県南建設事務所長 高橋 康寛

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 道路パトロール業務 一式

2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七條の四第一項に該当しない者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされておらず、又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされておらず、又は当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することとに支障がないと認められる者であること。

4 次のアからウまでに掲げるいずれかの業務に五年以上従事した経験を有する者を業務管理責任者として配置できる者であること。

ア 現に供用している道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項の道路の測量、改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係る業務

イ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項の事業用自動車を運転する業務

ウ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)第一条第四号の交通誘導警備業務

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

1 提出期間 平成二十一年三月三日(火)から同月十三日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六一〇九七一 福島県白河市昭和町二百六十九番地 福島県南建設事務所総務部総務課 電話〇二四八―二三―一六〇九

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十一年三月十三日(金)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十一年三月二十四日(火)午後一時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県白河合同庁舎三〇四会議室(福島県白河市昭和町二百六十九番地)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県南建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生ずる。

九 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

公告第百三十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、福島県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十一年三月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

(一) 二級建築士 平成二十一年七月五日（日）午前十時から午後五時十分まで

(二) 木造建築士 平成二十一年七月二十六日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士 平成二十一年九月十三日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

(二) 木造建築士 平成二十一年十月十一日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場

1 学科の試験

(一) 二級建築士 郡山市田村町徳定字中河原一番地 日本大学工学部

(二) 木造建築士 郡山市八山田二丁目二百二十四番地 福島県立郡山北工業高等学校

2 設計製図の試験

(一) 二級建築士 郡山市八山田二丁目二百二十四番地 福島県立郡山北工業高等学校

(二) 木造建築士 郡山市田村町徳定字中河原一番地 日本大学工学部

三 受験申込み手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込みの受付期間及び時間

平成二十一年四月一日（水）午前十時から同月七日（火）午後四時まで

(二) 受験申込み方法

財団法人建築技術教育普及センターのウェブページ (<http://www.jaic.jp/>) において必要な事項を入力して申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込みの受付期間及び受付場所

平成二十一年四月十三日（月）から同月十七日（金）までの五日間

福島市黒岩字田部屋五十三番五号 福島県青少年会館

(二) 受付時間 午前十時から午後四時まで

四 受験申込み用紙の配布場所

社団法人福島県建築士会の本部及び各支部

五 合格者の発表

平成二十一年十二月三日（木）ごろに発表する。なお、二級建築士試験の学科の試験については同年八月二十五日（火）ごろに、木造建築士試験の学科の試験については同年九月八日（火）ごろに発表する。

六 その他

1 設計製図の課題は、平成二十一年六月十日（水）ごろから社団法人福島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の当日、試験場に掲示する。

2 試験の詳細については、社団法人福島県建築士会本部（電話〇二四一五二三一一五三二）で問い合わせに應じる。

(建築指導課)

福島県病院局

公告第4号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成21年3月3日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
- 2 試験期日
平成21年4月3日(金)
- 3 受験申込受付期間
平成21年3月3日(火) から同月25日(水) まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(病院総務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第1号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年3月3日

福島県公安委員長 松本 忠清

- 1 開催の日時及び場所
(1) 初心者講習会(2に規定する初心者に対する講習会をいう。)
開催期日 平成21年4月19日(日) 開始時刻 午前9時 開催場所 福島市国体記念体育館
同 年5月1日(金) 同 会津若松市北会津支所
同 年6月24日(水) 同 郡山市労働福祉会館
同 年7月24日(金) 同 いわき中央警察署常磐地区幹部交番
同 年8月30日(日) 同 福島市国体記念体育館
同 年9月25日(金) 同 南相馬警察署
(2) 経験者講習会(2に規定する経験者に対する講習会をいう。)
開催期日 平成21年4月3日(金) 開始時刻 午後1時30分 開催場所 福島市国体記念体育館
同 年4月10日(金) 同 川俣警察署
同 年4月15日(水) 同 会津坂下警察署

- 2 講習対象者
県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているもの(以下「初心者」という。)
及び現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているもののうち許可の更新を受けようとする者(以下「経験者」という。)
とする。
- 3 受講申込みの手続
講習を受けようとする者は、県内の各警察署に備え付けた猟銃等講習受講申込書2通に、初心者にあつては6,800円、経験者にあつては3,000円の手数料(福島県収入証紙によること。)
及び写真(縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル)2枚を添えて受講を希望する講習会の開催期日の5日前までに住所を管轄する警察署に申し込むこと。
- 4 講習の内容
(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
初心者に対する講習 3時間
経験者に対する講習 2時間
(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、
初心者に対する講習 1時間30分

同	年4月22日(水)	同	石川警察署
同	年4月28日(火)	同	ふれあいセンターなみえ
同	年5月13日(水)	同	南会津警察署
同	年5月15日(金)	同	郡山市労働福祉会館
同	年5月22日(金)	同	相馬警察署
同	年5月27日(水)	同	須賀川アリーナ
同	年5月29日(金)	同	伊達警察署
同	年6月5日(金)	同	棚倉警察署
同	年6月12日(金)	同	猪苗代警察署
同	年6月17日(水)	同	白河地域職業訓練センター
同	年6月19日(金)	同	南相馬警察署
同	年6月26日(金)	同	勿来市民会館
同	年7月3日(金)	同	田村市船引公民館
同	年7月10日(金)	同	会津美里警察署
同	年7月17日(金)	同	福島北警察署
同	年7月31日(金)	同	いわき市立好間公民館
同	年8月7日(金)	同	郡山北警察署
同	年8月28日(金)	同	富岡警察署
同	年9月3日(木)	同	会津若松市北会津支所
同	年9月11日(金)	同	いわき東警察署
同	年9月16日(水)	同	二本松警察署
同	年9月18日(金)	同	本宮警察署
同	年9月30日(水)	同	小野町多目的研修集会施設

経験者に対する講習 1時間

- 5 考査
初心者に対しては、講習終了後引き続いて1時間の考査を実施する。

(生活環境課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第13号

遊泳区域指定標識設置等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月3日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 遊泳区域指定標識設置等業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の規定により潜水士免許を与えられている者を当該委託業務に従事する者として3名以上配置できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(5)に掲げる事項並びに2の(4)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成21年3月13日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月24日（火）午前11時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)

福島県警察本部公告第14号

給食業務及び暖房給湯設備運転業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月3日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 給食業務及び暖房給湯設備運転業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県警察学校(福島県福島市蓬萊町一丁目1番1号)及び福島警察機動隊(福島県福島市荒井字下茨森50番地)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第2項の栄養士免許証又は同条第4項の管理栄養士免許証の交付を受けている者を当該給食業務に従事できる者として1名以上配置できる者であること。
 - (5) ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第97条に規定する特級ボイラー一技師免許、一級ボイラー一技師免許又は二級ボイラー一技師免許を与えられている者を当該暖房給湯設備運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
 - (6) 消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第1項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状(同法別表の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。)の交付を受けている者を当該暖房給湯設備運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
 - (7) 仕様書に定める業務内容を同等程度の給食業務を、平成18年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
 - (8) 仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 - (1) 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月13日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - (2) 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月23日(月)午後3時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- (1) 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)